

2026年4月20日

株式交換に係る事前開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信

この書類は、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づき、本店に備え置くために作成したものです。

1. 株式交換契約の内容

当社及び株式会社ICコーポレーションが2026年4月20日付で締結した株式交換契約の内容は、別添1の通りです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別添2の通りです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である株式会社ICコーポレーションの最終事業年度(2025年9月期事業年度)に係る計算書類等は、別添3の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式会社ICコーポレーション

該当事項はございません。

② 当社

該当事項はございません。

5. 債務の履行の見込に関する事項

該当事項はございません。

以上

別添 1 株式交換契約の内容

当社及び株式会社 IC コーポレーションが 2026 年 4 月 20 日に締結した株式交換契約の内容は、次の通りです。

株式交換契約書

株式会社光通信（以下「甲」という。）及び株式会社 IC コーポレーション（以下「乙」という。）とは、2026 年 4 月 20 日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）を甲に取得させることにつき合意する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の通りである。

（甲）株式交換完全親会社

商号：株式会社光通信

住所：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

（乙）株式交換完全子会社

商号：株式会社 IC コーポレーション

住所：東京都台東区台東一丁目 6 番 4 号

第 3 条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に 217 を乗じた数の甲の普通株式を割当交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき、甲の普通株式 217 株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第 4 条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 資本金 | 金 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 金 0 円 |

(4) その他資本剰余金 会社計算規則に定める株主資本等変動額から(1)及び(2)の合計額を控除した金額

第5条 (株式交換の効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、2026年5月15日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第6条 (株式交換契約承認総会)

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の定めに基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求めるものとする。
- 2 乙は、2026年4月21日を開催日として株主総会を招集し、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができるものとする。

第7条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第8条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、次のいずれかの場合には、甲乙協議し合意の上、株式交換条件を変更し、又は相手方に通知することにより本契約を解除することができるものとする。

- (1) 天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したとき
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待期間が効力発生日の前日までに完了しない場合又は公正取引委員会により排除措置命令がとられたとき

第9条 (本契約の失効)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認

- が必要となった場合において、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議が得られなかった場合
- (2) 乙において、第6条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られなかった場合
 - (3) 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自ら及び自らの役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなくかつ何らの責任を負うことなく本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められるとき。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これらに準じる行為に及んだとき。
- 3 前項により本契約を解除することができる当事者は、相手方に対して自己が被った損害又は損失の補償を請求することができる。

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2026年4月20日

甲：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信
代表取締役社長 和田 英明

乙：東京都台東区台東一丁目6番4号
株式会社ICコーポレーション
代表取締役 飯沼 敬

以上

別添2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

株式会社光通信（以下「当社」といいます。）は、2026年4月20日付で、当社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ICコーポレーション（以下「ICコーポレーション」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換について、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての相当性に関し、次の通り判断しております。

1. 対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容等

	当社 (株式交換完全親会社)	ICコーポレーション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 株式交換比率	1	217
本株式交換により 交付する当社株式数	当社普通株式 21,700株（予定）	

(注1) 株式交換比率

ICコーポレーションの株式（以下「ICコーポレーション株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）217株を割当て交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有するICコーポレーション株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がICコーポレーションの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるICコーポレーションの株主の皆様に対し、その保有するICコーポレーション株式に代えて、その保有するICコーポレーション株式の数の合計に217を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

なお、当社が交付する株式は、当社が保有する自己株式（2025年12月31日現在82,451株）を充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるICコーポレーションの株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の売渡請求（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式

を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなる IC コーポレーションの株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合计数（その合计数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換における交換比率の決定にあつては、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及び IC コーポレーションから独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社（以下「青山トラスト会計社」といいます。）に、両社の株式価値及び株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、青山トラスト会計社による算定結果と、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、IC コーポレーションとの間で慎重に協議・交渉を重ねました。その結果、本株式交換比率は妥当でありそれぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日付の取締役会決議により決定し、両社間で本株式交換を実施することを合意しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及び IC コーポレーションとの関係

青山トラスト会計社は、当社及び IC コーポレーションから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

青山トラスト会計社は、当社株式については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、青山トラスト会計社が DCF 法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの当社の事業計画に基づく財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、電気・ガス事業・保険事業の成

長に伴うストック利益の増加及び顧客の増加による契約コストの償却費の増加を主な要因として、対前年度比較において 2029 年 3 月期は前年度から 65.3%の増加となることを見込んでおります。

IC コーポレーション株式会社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、また、客観性の高い評価指標を参照するため修正簿価純資産法を採用して算定を行いました。なお、IC コーポレーションの事業計画に基づく財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

なお、両社の株式価値及び当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の IC コーポレーション株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		1 株当たり価値		株式交換比率 のレンジ
当社	IC コーポレーション	当社	IC コーポレーション	
市場株価法	DCF 法	40,000 円～ 42,574 円	16,270,755 円～ 21,536,177 円	382～538
市場株価法	修正簿価純資産法	40,000 円～ 42,574 円	2,171,344 円	51～54
DCF 法	DCF 法	57,430 円～ 79,499 円	16,270,755 円～ 21,536,177 円	205～375

青山トラスト会計社は、株式価値の算定に際して、公開情報及び青山トラスト会計社に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及び IC コーポレーション並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及び IC コーポレーションから提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。IC コーポレーションの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、IC コーポレーションの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。青山トラスト会計社の株式交換比率の算定は、2026 年 4 月 17 日までに青山トラスト会計社が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、青山トラスト会計社の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

2. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記は、機動的な資本政策を実現すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断しております。

3. 対価として当社株式を選択した理由

当社及び IC コーポレーションは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択いたしました。この件につきましては、以下の理由により本株式交換に係る対価として適切であると判断いたしております。

- ① 当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており、換価が容易であること。
- ② 本株式交換により完全子会社となる IC コーポレーションの株主は、対価として当社株式を受け取ることにより、本株式交換によるシナジーを享受することが可能となること。

以 上

別添3 株式会社 IC コーポレーションの最終事業年度（2025年9月期）に係る計算書類等の内容

事業報告

（2024年10月1日から
2025年9月30日まで）

1. 株式会社の現況に関する重要な事項

当事業年度の事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価の上昇、関税の影響もあり、不安要素はあるものの、人手不足、最低賃金の引上げなどから個人消費の緩やかな回復なども見込まれており、緩やかな回復基調を維持しております。

このような状況の中、当社は有価証券を含む資産の取得、所有及び売買や各種コンサルティング業務に関する事業に注力いたしました。

以上の結果、当期の業績は、売上高は0千円、営業損失は2,667千円、経常利益は2,330,160千円、当期純利益は2,329,870千円となりました。

2. 内部統制システムの整備に係る決定及び決議の内容

該当事項はありません。

3. 会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務、および事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

5. 特定完全子会社に関する事項

名称	株式会社エフティコミュニケーションズ
住所	東京都台東区台東1丁目6番4号
帳簿価額の合計額	3,890,339千円
当社の総資産額	5,358,092千円

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

株式会社ICコーポレーション

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	402,373	未払金	0
未収還付法人税等	80	未払費用	0
		未払法人税等	290
流動資産 計	402,453	流動負債 計	290
【固定資産】		【固定負債】	
投資その他の資産		長期借入金	3,100,000
関係会社株式	4,955,639		
		固定負債合計	3,100,000
		負債合計	3,100,290
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	
		資本金	100,000
		資本剰余金	
		資本準備金	4,484
		その他資本剰余金	0
		資本剰余金合計	4,484
		利益剰余金	
		利益準備金	10,445
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	2,142,874
		利益剰余金合計	2,153,318
		株主資本合計	2,257,802
固定資産 計	4,955,639	純資産合計	2,257,802
資産合計	5,358,092	負債・純資産合計	5,358,092

損益計算書

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

株式会社ICコーポレーション

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		0
売上原価		
売上総利益		0
販売費及び一般管理費		2,667
営業損失		△2,667
営業外収益		
受取利息	521	
受取配当金	2,406,251	2,406,772
営業外費用		
支払利息	15,438	
支払手数料	2,000	
関係会社支払利息	56,507	73,945
経常利益		2,330,160
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	290	
当期純利益		2,329,870

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

株式会社ICコーポレーション

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	4,484	165,796	170,280	8,610	262,993	271,602	0	541,882	
当期変動額	株主資本									
	当期純利益	0	0	0	0	0	2,329,870	2,329,870		2,329,870
	剰余金の配当	0	0	0	0	1,835	△20,185	△18,350		△18,350
	自己株式の取得	0	0	0	0	0	0	0	△595,600	△595,600
	自己株式の消却	0	0	△595,600	△595,600	0	0	0	595,600	0
	株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	0	0	0	0			0		0
当期変動額合計	0	0	△595,600	△595,600	1,835	2,309,685	2,311,520	0	1,715,920	
当期末残高	100,000	4,484	△429,804	△425,320	10,445	2,572,678	2,583,122	0	2,257,802	

個 別 注 記 表

- 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
 - (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理・・・ 税抜方式により処理しております。
- 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
長期金銭債務 2,800百万円
- 3 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 100株

以 上